

福井県報

第 352 号
令和 7 年
6 月 3 日 (火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 土壤汚染対策法第 11 条第 2 項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (297、298・環境政策課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可 (299～301・福井農林総合事務所) 4
- 土地改良区の定款変更の認可 (302～304・坂井農林総合事務所) 4
- 土地改良区の定款変更の認可 (305～309・丹南農林総合事務所) 4
- 道路の区域の変更 (310・道路保全課) 5

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施 (エネルギー課) 5
- 第 28 回福井県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 (長寿福祉課) 8
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出 (商業・市場開拓課) 8
- 土地改良区の役員の退任 (坂井農林総合事務所) 9
- 土地改良区の役員の就任 (同) 9
- 土地改良区の役員の退任 (2 件・丹南農林総合事務所) 9
- 土地改良区の役員の就任 (2 件・同) 10
- 公共測量の終了 (2 件・土木管理課) 11
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 11

教育委員会告示

- 教育職員免許状の失効 (2・教職員課) 11

選挙管理委員会告示

- 政治団体の届出事項の異動に係る届出 (68) 12
- 政治団体の解散の届出 (69) 12
- 個人演説会等の施設の指定 (70) 12
- 個人演説会等の施設の指定の取消し (71) 13

公安委員会告示

- 警備業法第 23 条第 1 項に基づく検定の実施 (51・生活安全企画課) 13

- 警備業法の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による検定合格者審査の実施 (52・同) 14

告 示

福井県告示第297号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年福井県告示第206号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について、指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

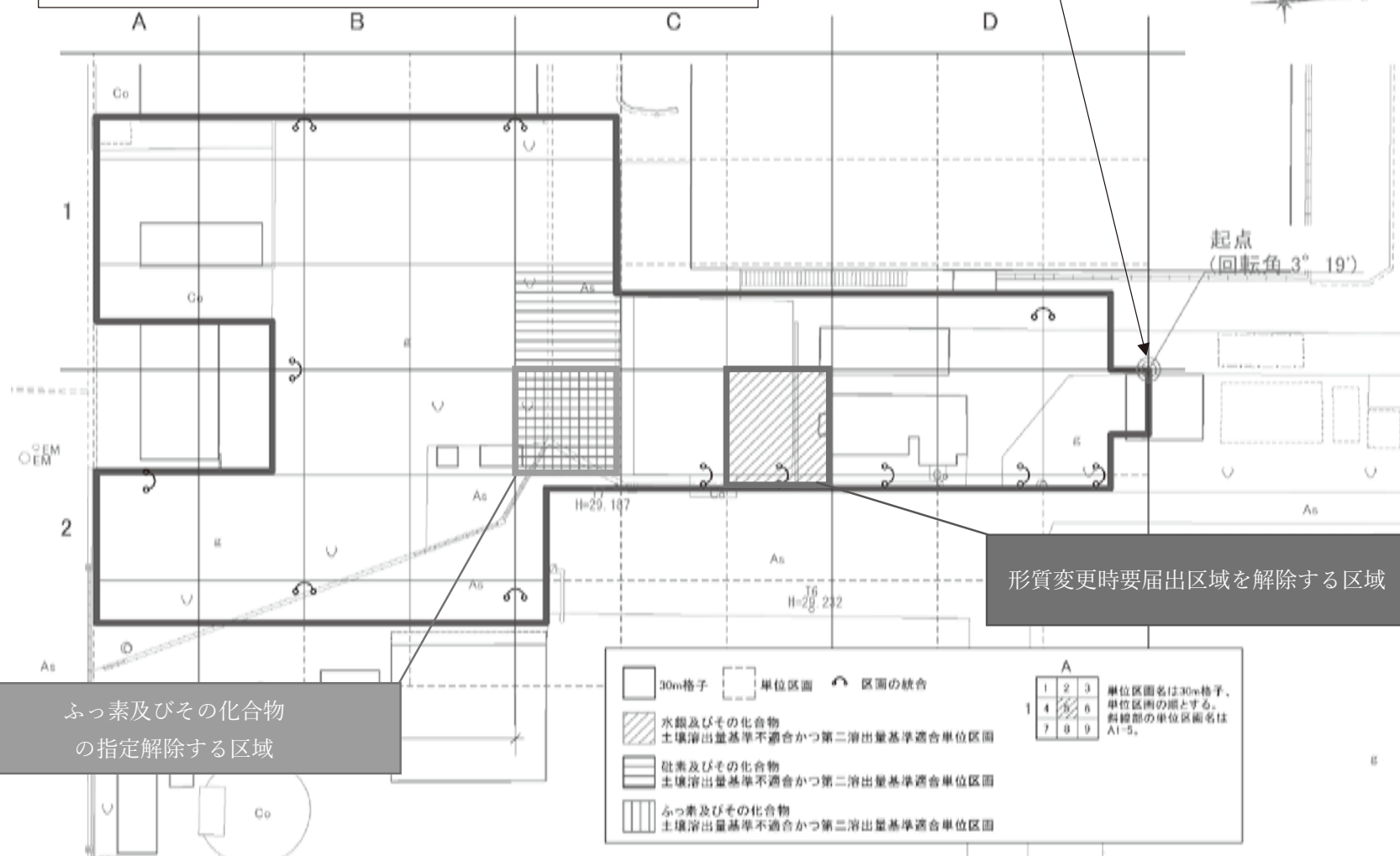
- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
別図のとおり（越前市北府2丁目203字東中島53番の一部、58番の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物、水銀及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

【起点】

起点は形質変更を行う北端

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線を右に $3^{\circ}19'$ 回転させて得られる線により、調査対象地を区分した。



福井県告示第298号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年福井県告示第425号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について、指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
越前市北府2丁目205字西榎新田1番1の一部、21番の一部、24番の一部、33番1の一部、33番2の一部、33番3の一部、43番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

福井県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
主計土地改良区	令和7年5月20日

福井県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
麻生津土地改良区	令和7年5月20日

福井県告示第301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
足羽南部第二土地改良区	令和7年5月20日

福井県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
丸岡町土地改良区	令和7年5月12日

福井県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
井場土地改良区	令和7年5月12日

福井県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
三里浜地区土地改良区	令和7年5月12日

福井県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
龍ヶ淵土地改良区	令和7年5月19日

福井県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
武生味真野土地改良区	令和7年5月19日

福井県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
武生西部土地改良区	令和7年5月19日

福井県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
武生広瀬土地改良区	令和7年5月19日

福井県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江河和田土地改良区	令和7年5月15日

福井県告示第310号

一般県道皿谷大野線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和7年6月

3日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般県道	皿谷大野線	新	大野市中野6字五反田76番2から大野市中野3字上長江田10番まで	10.8 ～ 11.6	233.1
		旧	大野市中野6字五反田76番2地先から大野市中野3字上長江田10番まで	9.2 ～ 11.1	233.1

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務名
県有施設LED照明リース業務
- (2) 契約期間
契約締結日から令和18年9月30日まで
- (3) 業務内容
県有施設LED照明リース業務に係る「企画提案募集要領」「仕様書」による。
- (4) 履行場所
福井県内の県有施設

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、法人または共同企業体であって、それぞれ県有施設LED照明リース業務の調達に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について、3に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受け、県の認定を受けた者とする。

① 法人

(1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

② 共同企業体

ア ①の(2)から(5)に掲げる要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称および所在地

(エ) 代表構成員の名称および権限

(オ) 構成員の出資割合

(カ) 各構成員の責任

(キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合

(ク) 取引金融機関の名称

(ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

(サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 全ての構成員が、本県提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

3 受審資格の認定の申請手続等

(1) 受審資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類

受審資格認定申請書（様式第1号）、会社概要書（様式第2号）他、必要書類

イ 提出方法

3(1)エに記載のメールアドレスに提出すること。

ウ 提出期限

令和7年6月16日（月）17時まで（必着）なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県エネルギー環境部エネルギー課

電話 0776-20-0302

電子メール energy@pref.fukui.lg.jp

オ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

(ア) 交付期間

令和7年6月3日（火）から令和7年6月16日（月）まで（土、日、祝日を除く。）の9時から17時までとする。

(イ) 交付場所

3(1)エに同じ。なお、福井県ホームページ（<https://www.pref.fukui.lg.jp>）からもダウンロードすることができる。

(2) 受審資格の認定時期 受審資格の認定は、令和7年6月23日（月）までに行う。 (3) 受審資格の認定結果 書面により申請者に通知する。 (4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明 ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和7年6月30日（月）17時まで、説明を求める旨を記載した書面を3(1)エ宛てに、電子メールにて提出しなければならない。 イ 県は、説明を求めた者に対して、令和7年7月3日（木）までに、書面により回答する。 4 本業務に関する質問事項 本業務に関する質問事項については、令和7年7月4日（金）17時までに電子メールで文書（様式第3号）を提出すること（提出先：energy@pref.fukui.lg.jp）。質問に対する回答は、電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。 5 企画提案書の提出手続 (1) 提出書類 企画提案書等 (2) 提出方法 3(1)イに同じ。 (3) 提出期限 令和7年7月16日（水）17時まで（必着） なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。 (4) 提出場所 3(1)エに同じ。 (5) 提出資料の様式等 3(1)オに同じ。 6 審査会および契約先候補者の選考等 (1) 審査会 企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において企画提案書および提案価格（見積価格）の審査を行い、受託予定事業者を選定する。プレゼンテーションは、対面または審査委員会が指定するビデオ会議システムにより令和7年7月下旬頃の実施を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。 (2) 審査結果 審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。 なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。	(3) 選定されなかった提案者に対する理由の説明 ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、通知を受け取った日から5日以内（休日を除く。）に説明を求める旨を記載した書面を電子メールにて担当窓口に提出しなければならない。 イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。 7 その他 (1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。 (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。 (3) 提出された書類は返却しない。 (4) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。 (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。 (6) 提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。 (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国内および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。 (8) 提案書類の作成のために県から入手した資料は、提案書作成以外の目的で使用してはならない。 (9) 本件に係る福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、開示の対象とする。ただし、先行期間中においては、同条例第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。 (10) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。 8 Summary (1) Subject matter LED lighting leasing for prefecture-owned facilities (2) Deadline for the submission of proposals 5:00P.M. 16th June 2025 (2) Contact point Energy Division, Department of Energy and Environment, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan. (TEL +81 776-20-0302)
--	---

第28回福井県介護支援専門員実務研修受講試験を実施するので、次のとおり公告する。 令和7年6月3日 福井県知事 杉本 達治 1 試験の日時 令和7年10月12日（日）午前10時から 2 試験の場所 フェニックス・プラザ 福井市田原1丁目13-6 3 試験の実施機関 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 4 試験の内容および方法 次に掲げる基礎的知識および技能を有することを確認するための五肢複択方式による筆記試験を行う。 (1) 介護保険制度に関する基礎的知識 (2) 要介護認定および要支援認定に関する基礎的知識および技能 (3) 居宅サービス計画および施設サービス計画に関する基礎的知識および技能 (4) 保健医療サービスおよび福祉サービスに関する基礎的知識および技能 5 受験資格 受験することができる者は、次の(1)および(2)の要件を満たす者とする。 (1) 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」3の要件に該当する者であること。 (2) (1)の受験資格に該当する業務に現に従事している者にあつてはその勤務地が福井県内にある者、それ以外の者にあつては福井県内に住所を有する者であること。 6 受験手続 (1) 受付期間および受付時間 ア 受付期間 令和7年7月3日（木）から同年7月16日（水）まで（土曜日および日曜日を除く。） イ 受付時間 午前9時から午後5時まで なお、郵送（簡易書留）による場合は、令和7年7月16日（水）までの消印があるものに限り、受け付ける。 (2) 受付場所 〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 福祉人材課 (3) 提出書類 次の受験申込書および添付書類を提出すること。 ア 受験申込書（返信用はがき（受験票）に85円切手を貼り、宛て先を明記すること。） イ 受験資格があることを証明する書類（実務経験証明書等。なお、改姓している場合には、戸籍抄本を添えること。） ウ 写真2枚（正面、脱帽、上三分身（概ね胸から上）、縦4センチメートル、横3センチメートルで申込みの日前6か月以内に撮影したものを受験申込書の所定の箇所に貼り付けること。） エ 合否通知書送付用封筒（長形3号。110円切手を貼ること。） (4) 受験手数料 9,100円（試験手数料7,700円、試験問題作成等手数料1,400円を福井県社会福祉協議会指定の口座へ振り込むこと。） 7 身体に障がい等のある受験者への配慮 視覚、聴覚、肢体等に障がい等がある方は、障がい等の状態に合わせて受験上特別な配慮を行うことがあるので、受験申込書に特別な配慮の希望の有無を記載すること。 8 合格者の発表 令和7年11月25日（火）に、福井県庁舎1階掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否の結果を書面により通知する。 9 その他 (1) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。 (2) 試験案内および受験申込用紙は、令和7年6月2日（月）から、各市役所・町役場、坂井地区広域連合介護保険課、福井県社会福祉センター、各市町社会福祉協議会および福井県健康福祉部長寿福祉課において配布する。 (3) 受験票は受験申込書を受理した後に郵送するので、試験当日に持参すること。 (4) 受験手続その他この試験に関する問合せは、福井県社会福祉協議会福祉人材課（電話0776-21-2294）に行うこと。 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるることができる。 令和7年6月3日 福井県知事 杉本 達治 1 大規模小売店舗の名称および所在地
--	--

西松屋越前たけふ店 福井県越前市横市町35字橋詰18番1 外8筆 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 浩一 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 浩一 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年1月15日 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,158㎡ 6 駐車場の収容台数 52台 7 駐輪場の収容台数 10台 8 荷さばき施設の面積 40㎡ 9 廃棄物等の保管施設の容量 7.2㎡ 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 開店時刻 午前10時00分 閉店時刻 午後8時00分 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後8時30分まで 12 駐車場の自動車の出入口の数 4箇所 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分から午前10時00分まで 14 届出のあった日 令和7年5月14日 15 届出の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県越前市府中1丁目13番7号 越前市産業観光部産業政策課 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 縦覧期間	公告の日から4月間 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。） 17 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 高間川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。 令和7年6月3日 福井県知事 杉本 達治 役員名 氏 名 住 所 理 事 加美川 真好 坂井市坂井町五本17-36 監 事 竹嶋 光典 あわら市北潟40-26 高間川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。 令和7年6月3日 福井県知事 杉本 達治 役員名 氏 名 住 所 理 事 大矢 俊幸 坂井市坂井町五本8-37 監 事 川端 邦夫 あわら市北潟19-5 武生鞍谷土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。 令和7年6月3日 福井県知事 杉本 達治 役員名 氏 名 住 所 理 事 細川 和幸 越前市松尾谷町4-15 〃 蓑輪 貞彦 越前市松尾谷町6-46 〃 山本 善治 越前市松尾谷町6-12 〃 田中 一朗 越前市松尾谷町6-22 〃 山本 秀樹 越前市蓑脇町13-14
---	---

〃 大谷 哲雄 越前市蓑脇町13-34
 〃 大場 永松 越前市蓑脇町12-4-1
 〃 大橋 治 越前市蓑脇町13-37
 〃 飯田 広幸 越前市中居町19-8-1
 〃 大谷 義行 越前市中居町6-22-1
 〃 中川 一喜 越前市中居町18-29
 〃 中川 一郎 越前市中居町6-5
 監 事 佐々木久幸 越前市松尾谷町7-31
 〃 西村 庄市 越前市蓑脇町2-12-1
 〃 孝治 太士 越前市中居町32-16
 〃 清水 藤則 越前市文室町40-2-1

武生味真野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 理 事 木下喜久雄 越前市萱谷町26-8
 〃 土本 英雄 越前市上大坪町11-31
 〃 高島 建己 越前市西尾町45-82
 〃 辻 俊和 越前市宮谷町30-33
 〃 永田喜代志 越前市宮谷町61-8
 〃 玉村 和義 越前市上真柄町38-14
 〃 高坂 則雄 越前市金屋町6-5
 〃 宇野 孝恵 越前市五分市町14-22
 〃 光川 英雄 越前市北小山町50-14
 〃 三田村俊行 越前市南小山町5-19
 〃 酒田 昭栄 越前市余川町36-4-1
 〃 清水 藤則 越前市文室町40-2-1
 監 事 川上 浩司 越前市宮谷町38-6
 〃 三田村實治 越前市南小山町2-9
 〃 麴 利之 越前市余川町18-7
 〃 飯田 広幸 越前市中居町19-8-1

武生鞍谷土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条

第19項の規定により公告する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 理 事 佐々木久幸 越前市松尾谷町7-31
 〃 細川 和幸 越前市松尾谷町4-15
 〃 山本 善治 越前市松尾谷町6-12
 〃 田中 一朗 越前市松尾谷町6-22
 〃 山本 秀樹 越前市蓑脇町13-14
 〃 大谷 哲雄 越前市蓑脇町13-34
 〃 畠山 正史 越前市蓑脇町35-8
 〃 大橋 治 越前市蓑脇町13-37
 〃 大谷 義行 越前市中居町6-22-1
 〃 中川 一喜 越前市中居町18-29
 〃 飯田 広幸 越前市中居町19-8-1
 〃 中川 一郎 越前市中居町6-5
 監 事 蓑輪 貞彦 越前市松尾谷町6-46
 〃 大場 永松 越前市蓑脇町12-4-1
 〃 孝治 太士 越前市中居町32-16
 〃 橋本 光治 越前市文室町59-28-1

武生味真野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 理 事 片岡 逸男 越前市萱谷町21-18
 〃 土本 英雄 越前市上大坪町11-31
 〃 高島 建己 越前市西尾町45-82
 〃 斉藤 信二 越前市宮谷町27-16
 〃 山口 政幸 越前市宮谷町58-41
 〃 玉村 和義 越前市上真柄町38-14
 〃 高坂 則雄 越前市金屋町6-5
 〃 宇野 孝恵 越前市五分市町14-22
 〃 山岸 治 越前市北小山町1-20
 〃 佐々木 勉 越前市南小山町2-1

ゝ 酒田 昭栄 越前市余川町36-4-1
ゝ 橋本 光治 越前市文室町59-28-1
監 事 川上 浩司 越前市宮谷町38-6
ゝ 川井 右文 越前市北小山町50-22
ゝ 清水 藤則 越前市文室町40-2-1
ゝ 大谷 哲雄 越前市蓑脇町13-34

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和7年5月7日に福井県土木部三国土木事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井県土木部三国土木事務所
- 2 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 3 作業の期間
令和6年11月15日から令和7年3月14日まで
- 4 作業の地域
福井県あわら市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年5月1日に国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
金沢河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図作成）
- 3 作業の期間
令和6年6月11日から令和7年4月30日まで
- 4 作業の地域
あわら市 牛ノ谷 地先

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので

、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
運転免許証等作成機の再リース業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部交通部運転免許課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社DNPアイディーンシステム
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
46,072,565円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第2号

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は効力を失ったので、教育職員免許に関する規則（昭和30年福井県教育委員会規則第3号）第35条の規定により公告する。

令和7年6月3日

福井県教育委員会

- 1 失効した免許状

氏 名	河原 司	本籍地	福井県
免許状の種類	小学校教諭二種免許状（令3小二種第6号） 授与年月日 令和4年3月23日 授与権者 福井県教育委員会		
失効年月日	令和7年5月23日		

氏 名	河原 司	本籍地	福井県
免許状の種類	中学校教諭一種免許状（数学）（令3中一種第41号） 授与年月日 令和4年3月23日 授与権者 福井県教育委員会		
失効年月日	令和7年5月23日		

氏 名	河原 司	本籍地	福井県
免許状の種類	高等学校教諭一種免許状（数学）（令3高一種第68号） 授与年月日 令和4年3月23日 授与権者 福井県教育委員会		
失効年月日	令和7年5月23日		

2 失効の理由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

異 動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	異 動 内 容	
				新	旧

令和6年 10月28日	山崎正昭麻生津地区後援会	山腰 稔	主たる事務所の所在地	福井市末広町2-1-12	福井市三十八社町10-90
			代表者	山腰 稔	鈴木 孝生
令和7年 4月15日	自由民主党鯖江市支部	山本 建	会計責任者	飯島 和美	荒木 幸子
令和7年 4月18日	自由民主党福井県土地改良支部	小堀 友廣	代表者	小堀 友廣	山本 文雄
令和7年 4月18日	進藤かねひこ福井県後援会	小堀 友廣	主たる事務所の所在地	福井市志比口2-6-25-303	福井市開発3-1312
			代表者	小堀 友廣	山本 文雄
令和7年 4月18日	福井県農業振興政治連盟	小堀 友廣	代表者	小堀 友廣	山本 文雄
令和7年 4月18日	宮崎まさお福井県後援会	小堀 友廣	主たる事務所の所在地	福井市志比口2-6-25-303	福井市開発3-1312
			代表者	小堀 友廣	山本 文雄
令和7年 4月26日	自由民主党丸岡支部	森 嘉治	主たる事務所の所在地	坂井市丸岡町舟寄77-4	坂井市丸岡町霞町3-20-1
			代表者	森 嘉治	南川 直人
			会計責任者	佐藤 岳之	中垣内 秀信

福井県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年3月31日	つるがの魅力を発信する会	梅垣 勝比古

福井県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、若狭町選挙管理委員会から、同条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設を指定した旨の報告が

あったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月3日
福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

施設の名称	施設の所在地	取消年月日
旧熊川小学校	若狭町熊川43-25-1	令和7年4月1日

福井県選挙管理委員会告示第71号

大野市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定を取り消した旨の通知があったので、次のとおり告示する。

令和7年6月3日
福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

施設の名称	施設の所在地	取消年月日
大野市和泉体育館	大野市上大納38-16	令和7年3月31日

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第51号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年6月3日
福井県公安委員会
委員長 禿 了修

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務1級	令和7年9月2日(火)	午前9時30分から 午前11時まで
雑踏警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務1級	令和7年10月16日(火)	午後1時から 午後5時まで

雑踏警備業務2級	午前8時30分から 正午まで
----------	-------------------

(2) 実施場所

- ア 学科試験
福井県福井市宝永3丁目8番1号
福井県警察本部葵分庁舎1階第1会議室
- イ 実技試験
福井県越前市余田町第2号1番地1
福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 雑踏警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上である者
- イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。
ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

核燃料物質等危険物運搬
警備業務 2 級

午後 2 時から
午後 4 時まで

(2) 実施場所

福井県福井市宝永 3 丁目 8 番 1 号
福井県警察本部葵分庁舎 1 階会議室

2 定員

各 10 人

3 対象者

審査申請書提出時の住所地または所属している営業所の所在地が福井県内である次の者とする。

(1) 交通誘導警備業務 1 級

警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備に係る 1 級検定に合格した者

(2) 交通誘導警備業務 2 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備に係る 1 級検定または 2 級検定に合格した者

(3) 貴重品運搬警備業務 1 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備に係る 1 級検定に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務 2 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備に係る 1 級検定または 2 級検定に合格した者

(5) 施設警備業務 1 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備に係る 1 級検定に合格した者

(6) 施設警備業務 2 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備に係る 1 級検定または 2 級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る 1 級検定または 2 級検定に合格した者

4 検定合格者審査の内容

(1) 1 級の検定合格者審査

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務の実施に関すること。

(エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手の護身術の基本動作を 2 種目）。

(2) 2 級の検定合格者審査

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務の実施に関すること。
- (エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手の護身術の基本動作を 1 種目）。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）から同年 6 月 20 日（金）までの午前 9 時から午後 0 時までおよび午後 1 時から午後 4 時までの間
ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 受付要領

審査希望者は、受付期間内に、下記 6 の問合せ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、審査申請書を提出すること。

(3) 審査申請書等の提出先

検定合格者審査を受検しようとする者（以下「審査申請者」という。）の住所地または審査申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署（福井市および永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許可センターへ提出）
なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 審査申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 1 葉

ウ 受検しようとする審査の区分に該当する旧検定合格証の写し 1 通

エ 福井県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた者で、福井県公安委員会の行う検定合格者審査を受けようとする者にあっては、その者が福井県内に住所を有することを疎明する書面またはその者が福井県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(4) 手数料

4,700円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された審査手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定合格者審査受検時の携行品

- ・ 筆記用具
- ・ 受検しようとする検定合格者審査の区分に係る旧検定合格証

(2) 受検票の交付

受検票は、審査当日の受付時に交付する。

7 審査に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話0776-22-2880（内線3192、3193）